

受付開始 随時

受付終了 随時



幼稚園及び届出保育施設等保育料負担軽減補助金

申請難易度

☆☆☆☆☆

補助率

1/2

登録/更新日 2022年10月28日

発行機関 山形県寒河江市

対象地域 山形県 寒河江市

支援種別 補助金

目的

保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、届出保育施設（認可外保育施設）、企業主導型保育事業所又は幼稚園を利用している児童の保護者に対し、保育料の一部又は全部を補助します。

支援内容

○補助対象児童

市内に居住している児童のうち、届出保育施設等（届出保育施設、企業主導型保育事業所又は幼稚園）に入所している児童。（幼稚園 園の場合においては、満3歳未満の児童に限る）

支援規模

○届出保育施設等の補助金額

- 第1子 市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満
実際に支払った保育料等。ただし、1月当たり42,000円を上限。
- 第2子 市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満
同時入所以外 上記同様
同時入所 実際に支払った保育料等
市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円以上
同時入所以外 実際に支払った保育料等の額に2分の1を乗じて得た額
同時入所 実際に支払った保育料等
- 第3子以降 市町村民税所得割課税額の合計額が課税額の制限なし
実際に支払った保育料等

○企業主導型保育事業の補助金額

- 第1子 市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満
0歳児 実際に支払った保育料等。ただし、1月当たり37,100円を上限
1・2歳児 実際に支払った保育料等。ただし、1月当たり37,000円を上限
- 第2子 市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円未満
同時入所以外 上記同様
同時入所 実際に支払った保育料等
市町村民税所得割課税額の合計額が97,000円以上
同時入所以外 実際に支払った保育料等の額に2分の1を乗じて得た額
同時入所 実際に支払った保育料等
- 第3子以降 課税額の制限なし
実際に支払った保育料等

対象者の詳細

○補助対象者

市内に住所を有し、児童を養育する者のうち、次の1から3の全てに該当する方が対象となります。

- 1.対象施設を利用する児童と同じ世帯の父母（主たる扶養義務者）
- 2.保育の必要性（子ども・子育て支援法第19条に規定する支給要件）を満たすもの
- 3.対象児童及び市町村民税所得割課税額の合計額の区分が次の表のいずれかに該当する者

対象地域



お問い合わせ

子育て推進課 子ども支援係・家庭支援係

電話：0237-85-0907

FAX：0237-83-3201

（代表）cherry@city.sagae.yamagata.jp

申請相談ページ	j-izumi.com/tascha/coupon	申請サポート依頼はこちら 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP: https://www.grand2.com MAIL: support1@j-izumi.com
申請相談コード	79t9nx	
申請支援着手法	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2023年7月12日まで		